

資源管理協定の中間検証について

作成年月日： 令和7年12月23日

作成者： 美津島町西海漁協

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	長崎県対馬地区における美津島町西海漁業協同組合の資源管理協定		
	対象の水域	長崎県対馬海域		
	対象の資源	ブリ（長崎県資源管理方針別紙2-51）、ケンサキイカ（長崎県資源管理方針別紙3-14）、アナゴ（長崎県資源管理方針別紙3-17）、ヒラマサ（長崎県資源管理方針別紙3-55）、クロマグロ（小型魚）（資源管理基本方針別紙2-1）、クロマグロ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）、スルメイカ（資源管理基本方針別紙2-12）		
	対象の漁業	はえ縄漁業、あなごかご漁業、ひき縄漁業、いかつり漁業、クロマグロひき縄漁業		
	協定の有効期間	令和5年8月3日から令和10年8月2日まで		
検証の日程等	中間検証（有効期間の2分の1）	有効期間終了時の検証	備考	
	令和7年度	令和10年度(予定)		

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	ブリ（長崎県資源管理方針別紙2-51）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	本漁協における対象資源の令和6年総漁獲量8.8トンに対し、協定参加者による漁獲量は7.0トンであり約79%を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	（特定水産資源） 目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量222,000トン					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考 (すべて計画どおりに履行) ※取組み内容ごとに休漁を実施 はえ縄漁業：10日貫 ひき縄漁業：10日間
	履行状況	-	○	○			
	参加隻数	隻	6	6	6		
	取組内容	日	20	20	20		
	取組実績	日	20	20			
資源状況	<p>水産研究・教育機構の令和6年度ブリの資源評価によると、次のとおりである。</p> <p>資源量は2008年まで14.1万～22.4万トンで推移し、2009～2017年は増加傾向で25.3万～36.6万トンの範囲で推移し、2017年が最高値であった。その後、32.9万～36.4万トンで推移し、2023年の資源量は34.6万トンとなった。親魚量は1994～2005年は5.4万～7.4万トンの範囲を横ばいで推移していたが、2006年以降は増加傾向に転じて、2017年をピークに18.5万トンとなった。</p> <p>親魚量は2018年度以降減少傾向にあったが、2021年以降は増加傾向であり2023年は1994年以降で最高となる20.5万トンとなった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量（22.2万トン）を下回っているものも直近5年間の推移から増加傾向である。また、漁獲圧については、MSYを維持する水準を上回っている。</p> <p>simple_2024_45.pdf</p>						
取組の評価	<p>取組の効果が継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)</p>						
評価内容	<p>本協定では、はえ縄漁業、ひき縄漁業について休漁による自主的管理措置を実施している</p> <p>水産研究・教育機構の令和6年度ブリの資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を下回り、漁獲圧はMSYを維持する水準を上回っているが、親魚量は2023年には過去最高の値と推計され増加傾向にあることから、本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取組みを継続する</p>						
取組の改良点等	<p>本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取組みを継続する。</p>						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		ケンサキイカ（長崎県資源管理方針別紙3-14）					
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)		本漁協における対象資源の令和6年総漁獲量1.1トンに対し、協定参加者による漁獲量は0.3トンであり約27%を占める。					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考 (すべて計画どおりに履行) いかつり漁業に関しては休漁を実施
	履行状況	-	○	○			
	参加隻数	隻	1	1	1		
	取組内容	日	10	10	10		
	取組実績	日	10	10			
資源状況	<p>水産研究・教育機構の令和6年度ケンサキイカ日本海・東シナ海系群の資源評価によると次のとおりである。</p> <p>日本海西部から東シナ海における本種の漁獲量は1988年には3.53万トンだったが、これ以降、2000年代はじめにかけて減少傾向を示した。2001年以降、漁獲量は1万トン前後で推移していたが、2019年に大きく減少した。2021年に漁獲量はやや増加したものの、2022年には再び減少し、2023年は4,716トンと低い水準であった。本系群の資源水準は低位で、直近5年間（2019～2023年）でみた資源動向は資源量指標値が過去最低だった2019年以降、増加傾向にある。</p> <p>details_2024_79.pdf</p>						
取組の評価	<p>取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)</p>						
評価内容	<p>本協定では、いかつり漁業について休漁による自主的管理措置を実施している</p> <p>水産研究・教育機構の令和6年度ケンサキイカ日本海・東シナ海系群の資源評価を見たとき、資源水準は低位であるが、直近5年間の資源動向は増加傾向にあることから、本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取り組みを継続することとする。</p>						
取組の改良点等	<p>本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。</p>						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		アナゴ（長崎県資源管理方針別紙3-17）					
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)		本漁協における対象資源の令和6年総漁獲量2,121トンに対し、協定参加者による漁獲量は25.5トンであり約12%を占める。					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上の資源水準を維持することを目指す。					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考 (すべて計画どおりに履行) 休漁を実施
	履行状況	-	○	○			
	参加隻数	隻	1	1	1		
	取組内容	日	10	10	10		
	取組実績	日	10	10			
資源状況	<p>過去6年の漁協での漁獲量の推移を見たとき、漁獲量はおおむね21トン～30トン前後で推移しており（減少）傾向である。</p>						
取組の評価	<p>取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)</p>						
評価内容	<p>本協定の休漁日を決めることによる漁獲圧抑制による資源保護の取組である。</p> <p>資源管理協定に定める休漁日についてもいづれも適切に履行しており、協定参加者による過去5年の5中3年のCPUE平均と令和6年CPUEを比較した際には5中3平均の54.2%となり減少傾向であった。</p>						
取組の改良点等	<p>本取組による資源管理の措置は一定程度効果はあったものも、現時点の資源状況は、CPUEで算出した場合減少傾向にある。</p> <p>資源状況を好転するためにも、本協定に定める休漁日の変更や休漁以外の措置の実施について検討することしたい。</p>						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	ヒラマサ（長崎県資源管理方針別紙3-55）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	本漁協における対象資源の令和6年総漁獲量3トンに対し、協定参加者による漁獲量は0.6トンであり約20%を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考 (すべて計画どおりに履行) 休漁を実施
	履行状況	-	○	○			
	参加隻数	隻	1	1	1		
	取組内容	日	10	10	10		
	取組実績	日	10	10			
資源状況	過去6年の漁協での漁獲量の推移を見たとき、漁獲量はおおむね5.5トン～3トン前後で推移しており（減少）傾向である。						
取組の評価	取組の効果が継続する・ 効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
	評価内容	本協定の休漁日定めることによる漁獲圧抑制による資源保護の取組である。 資源管理協定に定める休漁日についてもいづも適切に履行しおり、協定参加者による過去5年の5中3年のCPUE平均と令和6年CPUEを比較した際には5中3平均の26%となり減少傾向であった。					
	取組の改良点等	取組による資源管理の措置は一定程度効果はあったものも、現時点の資源状況は、CPUEで算出した場合減少傾向にある。 資源状況を好転するためにも、本協定に定める休漁日の変更や休漁以外の措置の実施について討することとしたい。					

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	クロマグロ（小型魚）（資源管理基本方針別紙2-1）、クロマグロ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和5年総漁獲量13,138トンに対し、協定参加者による漁獲量は1.8トンであり約0.01%を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意を考慮し、 若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。					
	協定の取組内容	休漁・長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正の履行					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考 休漁：はえ縄漁業：10日 ひき縄漁業：10日 クロマグロひき縄漁業：10日 ※くろまぐろについては長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正措置の履行を管理日誌等で確認 (すべて計画どおりに履行)
	履行状況	-	○	○			
	参加隻数	隻	7	7	7		
	取組内容	トン	※	※	※		
	取組実績	トン	※	※			
資源状況	水産研究・教育機構の令和6年度国際水産資源の現状によると、次のとおりである。 まぐろ類で一般的に適用される管理基準値（例えば20%SSB0及びF20%SPR）と照らして、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもない。 R06_05S_PBF.pdf						
取組の評価	取組の効果が継続する ・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
	評価内容	本協定では、ひき縄漁業、及びはえ縄漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 休漁による自主的管理措置と長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正の履行を実施している。 令和5管理年度～令和7管理年度の取組において、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定める長崎県の知事管理漁獲可能量を超過しなかった。また、水産研究・教育機構の令和6年度国際資源の現状によれば、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもないことから当該水産資源の保存及び管理に効果的であり、今後も現在の取り組みを継続することとする。					
	取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。					

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		スルメイカ（資源管理基本方針別紙2-12）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)		対象資源の令和5年度総漁獲量92,280トンに対し、協定参加者による漁獲量は1.3トンであり約0.01%を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	（特定水産資源） ・するめいか秋季発生系群 目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量255,000トン ・するめいか冬季発生系群 目標管理基準値：最大持続生産量を他生するために必要な親魚量255,000トン						
	協定の取組内容	休漁						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○			(すべて計画どおりに履行) いかつり漁業に関しては休漁を実施	
	参加隻数	隻	1	1	1			
	取組内容	日	10	10	10			
	取組実績	日	10	10				
資源状況	・冬季発生系群 水産研究・教育機構の令和6年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価によると、次のとおりである。資源量は1990年漁期以降、概ね50万～100万トンで推移していたが、2015年漁期以降大きく減少に転じ、2024年漁期は13.5万トンと予測された。親魚量は直近5年間（2019～2023年漁期）で見ると横ばい傾向で、2023年漁期には4.2万トンであった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量（目標管理基準値案：25.5万トン）を下回っている。一方で漁獲圧については、MSYを維持する水準を下回っている。 simple_2024_18.pdf							
	・秋季発生系群 資源量は1990年代に増加し、1990年代後半から2010年代前半にかけて変動はあるものの高い水準で推移した。2016～2019年漁期は減少し、2020年漁期に一旦は増加したものの、2021年漁期以降低い水準となった。親魚量は直近5年間（2019～2023年漁期）で見ると減少傾向で、2023年漁期には9.0万トンであった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量（目標管理基準値案：25.5万トン）を下回っている。一方で漁獲圧については、MSYを維持する水準を下回っている。 simple_2024_19.pdf							
取組の評価	取組の効果が継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	本協定では、いかつり漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 令和5管理年度～令和6管理年度の取組において、 小型いかつり漁業については、大臣管理漁獲可能量の超過せず、いずれの管理年度も県全体目安数量を超過しなかった。 加えて、水産研究・教育機構の令和6年度するめいか（冬季発生系群・秋季発生系群）の資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を下回る、一方で漁獲圧はMSYを維持する水準を下回り漁獲圧の削減が見られることから本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取り組みを継続する。							
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。							

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	効果はあったが改良が必要である。
検証内容	協定対象の全6種のうち4種について取り組みの効果が今後本取組を継続することとした。 なおあなご・ひらまさについては、CPUEでの評価を行ったところ過去5年間の5中3平均と比較し減少傾向にあったことから、長崎県資源管理方針に定める資源管理の目標達成のため、本協定に定める休漁日の変更や休漁以外の措置の実施について検討することとしたい。

※資源管理協議会から「改良又は検討の方向性等」が示された場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日：令和8年4月8日

対応	検証結果をふまえて、協定に定める資源管理措置がより有効なものとなるよう休漁日の見直しを実施する。
----	--

資源管理協定の中間検証結果

上記について、資源管理協議会による検証結果は以下のとおり。

検証年月日：令和8年3月26日

判定	取組の効果があったが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である
検証内容	本協定の対象資源については、資源評価、CPUEによる検証が行われており 検証方法は、協定に定める資源管理の方向性に沿った内容である。 漁協からの提出資料では、ブリについて、直近の動向をふまえ、効果があったと判断しているが 神戸プロットの状況はMSYを実現する親魚量及びMSYを維持する漁獲圧の水準も満たせておらず、直近の漁獲圧も上昇していることから 協議会としては目標達成に向けて改良の検討も必要と判断する。 上記見直しの結果、協定対象の6種のうち3種について取り組みの効果が協定対象種のおよそ7割の魚種で効果が認められ、 本協定に基づく資源管理措置には一定程度効果はあったが資源管理の目標の達成には、その措置の改善が必要であり 協定に定める資源管理措置がより有効なものとなるよう協定参加者の間で検討することを提案する。